二　医療法施行規則第十九条第一項第一号に規定する員数の医師を有していること。
三　患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。
四　医療に関する安全管理のための体制を確保していること。
五　適切な指導体制を有していること。
六　受け入れる研修医の数が、臨床研修を行うために適切であること。
七　研修医に対する適切な処遇を確保していること。
5　厚生労働大臣は、前項の場合において、当該外国の病院が臨床研修を行うことが適当でないと認められるときは、当該指定をしてはならない。
（臨床研修の中断及び再開）
第十八条　（略）
2　（略）
3　基幹型臨床研修病院の管理者は、研修医の臨床研修を中断した場合には、当該研修医の求めに応じて、速やかに、当該研修医に対して、当該研修医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修中断証を交付しなければならない。
一・二　（略）
三　臨床研修を行った臨床研修病院（研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあっては臨床研修病院及び当該研修協力施設、外国臨床研修病院が臨床研修を行った場合にあっては臨床研修病院（研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあっては、臨床研修病院及び当該研修協力施設）及び当該外国臨床研修病院）の名称
四～六　（略）
4　（略）

（新設）

（臨床研修の中断及び再開）
第十八条　（略）
2　（略）
3　基幹型臨床研修病院の管理者は、研修医の臨床研修を中断した場合には、当該研修医の求めに応じて、速やかに、当該研修医に対して、当該研修医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修中断証を交付しなければならない。
一・二　（略）
三　臨床研修を行った臨床研修病院（研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあっては、臨床研修病院及び研修協力施設）の名称
四～六　（略）
4　（略）

（臨床研修の修了）
第十九条　（略）
2　基幹型臨床研修病院の管理者は、前項の評価に基づき、研修医が臨床研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該研修医に対して、当該研修医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修修了証を交付しなければならない。
一～三　（略）
四　臨床研修を行った臨床研修病院（研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあっては臨床研修病院及び当該研修協力施設、外国臨床研修病院が臨床研修を行った場合にあっては臨床研修病院（研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあっては、臨床研修病院及び当該研修協力施設）及び当該外国臨床研修病院）の名称
3・4　（略）
（記録の保存）
第十九条の二　基幹型臨床研修病院の管理者は、帳簿を備え、臨床研修を受けた研修医に関する次の事項を記載し、当該研修医が臨床研修を修了し、又は中断した日から五年間保存しなければならない。
一～三　（略）
四　臨床研修を行った臨床研修病院（研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあっては臨床研修病院及び当該研修協力施設、外国臨床研修病院が臨床研修を行った場合にあっては臨床研修病院（研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあっては、臨床研修病院及び当該研修協力施設）及び当該外国臨床研修病院）の名称
五・六　（略）
2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（臨床研修の修了）
第十九条　（略）
2　基幹型臨床研修病院の管理者は、前項の評価に基づき、研修医が臨床研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該研修医に対して、当該研修医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修修了証を交付しなければならない。
一～三　（略）
四　臨床研修を行った臨床研修病院（研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあっては、臨床研修病院及び研修協力施設）の名称
3・4　（略）
（記録の保存）
第十九条の二　基幹型臨床研修病院の管理者は、帳簿を備え、臨床研修を受けた研修医に関する次の事項を記載し、当該研修医が臨床研修を修了し、又は中断した日から五年間保存しなければならない。
一～三　（略）
四　臨床研修を行った臨床研修病院（研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあっては、臨床研修病院及び研修協力施設）の名称
五・六　（略）
2　（略）